

< 特記仕様書 >

1 件名

物件名 カラー幅広複合機納入設置および借上

2 機器仕様

別紙「機器仕様書」のとおり

3 物件の設置日時

令和3年5月31日（月）までに行うこと

4 賃貸借期間

令和3年6月1日 ～ 令和8年5月31日 （60ヶ月リース）

5 賃貸借方法

秋田市と納入業者間で契約書を締結する。ただし、納入業者に代わりリース会社が当該カラー印刷機の所有および賃貸料債権を有するときは、当該リース会社を含めた3者契約とする。

6 賃貸借料金

リース料金には、設置および調整費を含む。ただし、消耗品費は含まない。

7 納入場所

秋田市産業振興部農地森林整備課内（秋田市山王一丁目1-1）

8 調整および納入日程

別途秋田市産業振興部農地森林整備課と協議の上、定める日程。

9 納入条件

本件に係わる秋田市の借入物品について、納入は以下の手順により行うこと。納入にあたっては、機器等の搬入・据付け・結線・事前設定・調整等に関して、本市担当者に従うこと。

(1) 事前設定・調整

上記設定には、周辺装置の装着等の事前組立等の作業を含む。

なお、各作業項目において設定すべき内容および初期値は別途本市担当者の指示に従うこと。

(2) 事前設定・調整の作業場所

設置場所には事前設定・調整作業スペースがないため、事前に納入業者で作業場所を確保すること。作業場所確保および使用に伴う諸費用は納入業者の負担とする。

(3) 設置場所への納入

入替設置するのに当たり、既存カラー印刷機の撤去および運搬に係る経費は、本契約に含むものとする。なお、既存カラー印刷機の引き取りおよび処分等については、双方協議して決定する。

(4) 設置場所への納入

事前設定・調整作業等の終了後、当該借入物品を、秋田市産業振興部農地森林整備課へ搬入し、据付け・結線・動作確認等の作業を行うこと。

なお、据付け等の一連の作業は、平日（月曜日から金曜日）の開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分）の間に実施すること。これ以外の時間帯に作業が必要な場合は、別途本市担当者と協議すること。搬入および納入に要する費用は、納入業者の負担とする。

(5) 納入等における注意事項

UTPケーブルおよびOAタップについて既存のものがあればそれを使用することは可とする。ただし、別途電源やUTPケーブル等が必要となる場合には、納入業者の負担とすること。

(6) 動作確認

設置された物品がすべて使用可能な状態に調整して納品すること。動作確認に要する費用は、納入業者の負担とする。

(7) 事後処理・調整を納入業者の負担で行うこと。

- ・ 外箱の処理
- ・ 保証書の書き込みおよび整理

（保証書を別に納入業者が作成、保証する事も可とする）

10 検 査

- (1) 借入物品納入完了後、納期までの間に納入検査を行う。
- (2) 納入検査において、合格と認められないときは、納入業者は本市担当者の指定する期日までに物品の取り替えまたは補正を行うこと。

11 保 証

(1) 故障対応

借入期間中、借入物品に故障が発生したときは、納入業者は直ちに機器設置場所へ赴き、迅速に修理・調整を行うこと。故障の状況に応じて部品交換を行い、できるだけ速やかに正常な状態に復旧すること。

(2) 交換部品および代替機器の常備

納入業者は、借入物品の故障に迅速に対応するために、借入物品の交換部品等常備すること。

12 その他

(1) アフターサービス・メンテナンスに関する要件

当該物品に関し、秋田市内に迅速なアフターサービスまたはメンテナンスのための営業所を有し、その体制が整備されていること。

(2) 機器操作等に関する指導・相談

ハードウェア、ソフトウェアの操作等について不明な点や疑問点の相談に対して適切な指導を行うこと。

(3) 動産総合保険

賃貸する物件には、賃貸借において動産総合保険を付するものとする。

(4) 賃借料支払条件

月毎に前月分の賃借料を支払う。

(5) 賃貸借期間終了時の要件

賃借期間終了時には、全ての機器の撤去、引き取りを行うこと。